

令和3年5月 坂井市農業委員会 定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年5月25日(火) 午後2時30分

2. 開催場所 坂井市多目的研修集会施設3階 大ホール

3. 出席委員 18名(番号は議席番号)

1番 本田 雄揮	2番 高山 重則	3番 加藤 昭治
4番 (欠員)	5番 清兼 義靖	6番 飛田 俊朗
7番 濱中 憲雄	8番 三寺 總左エ門	9番 南出 直美
10番 大川 勝利	11番 西端 勲	12番 岡田 幸夫
13番 伊藤 宏実	14番 藤田 一元	15番 田中 正信
16番 中垣内 勇夫	17番 西端 和雄	18番 伊藤 勉
19番 森 勝義		

4. 欠席委員 なし

5. 出席者

(農業委員会事務局)

局長 池本 成輝

次長 小林 一裕

書記 村本 竜也

書記 安久 佐由美

(農業振興課)

主事 小林 勇成

6. 提出議案

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について

議案第7号 現況証明願について

議案第8号 農用地利用集積計画の決定について

報告第3号 地目変更(畑地転換)届出の報告について

報告第4号 事業計画届出の報告について

7. 議事録署名人

1番 本田 雄揮

17番 西端 和雄

事務局長

令和3年5月坂井市農業委員会総会を開会させていただきます。
只今の出席委員数は18名でございます。よって、本会議は委員の過半数にご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。また、総会の議事録作成の都合上、委員の皆様がご発言される場合は委員番号と氏名をおっしゃってからご発言をお願いいたします。それでは、森会長がご挨拶申し上げます。

森会長

<会長挨拶>

事務局長

それでは、会議の議長でございますが、坂井市農業委員会会議規則第5条によりまして、会長が議長を務めることとなっておりますので、森会長をお願いいたします。

議長

はじめに議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に1番本田委員、17番西端委員を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

<説明> では、議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について」をご説明させていただきます。

整理番号5番、申請地は坂井町徳分田、田、6,459㎡のうち2,362.5㎡です。営農型太陽光発電設備のため使用収益権（地上権）を設定するものです。貸人は坂井町徳分田〇〇さん、借人は坂井町徳分田〇〇さんです。許可後の経営面積は66アールです。

整理番号6番、申請地は春江町中庄、田、1,679㎡です。譲渡人は福井市合島町〇〇さんから譲受人春江町中庄〇〇さんに贈与により所有権移転するものです。許可後の経営面積は199アールです。

整理番号7番、申請地は春江町井向、田、5,438㎡です。譲渡人は春江町井向〇〇さん。譲受人は春江町井向〇〇さんです。許可後の経営面積は203アールです。

以上3件につきまして、ご審議をお願いいたします。

議長

この議案につきまして、ご意見を伺います。

ご意見、ございませんか。

議長

無ければ、お諮りいたします。

議案第5号は、許可することに決定してよろしいでしょうか。

委員

<各委員> 異議なしの声

議長

異議がないと認めます。

議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について」は許可することに決定いたしました。

次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

<説明> それでは、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について」をご説明させていただきます。5月は、7件ございます。

まず、整理番号12番。所有権移転の案件です。譲受人は福井市三本木町福井高速運輸（株）〇〇さんです。譲渡人は坂井町木部新保〇〇さ

んです。申請地は坂井町木部新保、田、面積 6,427 m²を 倉庫建設ため転用するものです。

続いて、整理番号 13 番。賃借権設定の議案でございます。借人は坂井町徳分田 ○○さん。貸人は坂井町徳分田 ○○さんです。場所は坂井町徳分田、地目田、35.1 m²です。こちらの方は営農型太陽光発電設備設置の更新許可です。

続いて、整理番号 14 番、賃借権設定の案件でございます。借人は丸岡町南横地 アップル流通(株) ○○さん、貸人は丸岡町南横地 ○○さんほか 1 名です。場所は整理番号 15 番と関連案件で、丸岡町南横地の合計面積 6,038 m²にて建築面積 4,409 m²で倉庫建設をするものです。

整理番号 15 番。整理番号 14 番に関連し、所有権移転の設定です。譲渡人は丸岡町南横地 アップル流通(株) ○○さん、譲受人は丸岡町霞町 ○○さんほか 2 名です。場所は丸岡町南横地字、田、2,083 m²で、前号の土地と合わせ、アップル流通の倉庫建設をするものです。

整理番号 16 番、賃借権設定の案件でございます。借人は坂井町徳分田(株)佐藤土建 ○○さん、貸人は坂井町徳分田 ○○さんです。場所は坂井町徳分田、田、1,950 m²のうち 580 m²で資材置き場として 3 年間の一時転用を行うものです。

整理番号 17 番、使用賃借権設定の案件です。借人は福井市高柳 ○○さんです。貸人は坂井町長屋 ○○さんです。申請地は坂井町長屋、畑、575 m²を住宅建築のため転用するものです。両名は親子関係で、住宅建築面積は 177.62 m²です。

整理番号 18 番、賃借権設定の案件です。借人は福岡県博多市(株)コスモス薬局 ○○さんです。貸人は愛知県名古屋市緑区 ○○さん他 2 名です。申請地は三国町三国東 6 丁目、登記地目、田、4,957 m²を店舗建設のため転用するものです。店舗の建築面積は 1,831.52 m²です。

以上 7 件につきまして、ご審議の程をお願いいたします。

議 長

それでは、現地確認の報告をお願いします。整理番号 12 番、18 番を 10 番大川委員、お願いします。

大川委員

議席番号 10 番、大川です。整理番号 12 番は福井高速運輸の倉庫建設というもので、該当地の北の農道の雨水対策として門型側溝を設置し、西側は U 字溝を設置し南側に水を落とす計画です。西側 1 m 下がったところから L 型を伏せて造成すると聞いており、敷地南側に調整池を設け、排水雨水の受け皿とする計画です。営農についてもなんら問題ないと判断します。

続きまして、整理番号 18 番はイーザの隣接地、湿田やぬかるみが多い場所です。南側は駐車場からで排水をまたいで、北に排水する橋を設ける計画です。該当地の周囲は L 型を組む計画です。また、申請地に隣接する農地はないことから問題はないと思います。

議 長

次に、整理番号 13 番、16 番を 8 番 三寺委員、お願いします。

三寺委員

整理番号 13 番につきましては、空港道路の西に位置する営農型太陽光発電の 2 回目更新で、下部で行う営農状況は 30 年度ハナエチゼン、31 年度そば、令和 2 年度ハナエチゼンで、そばを除いては平均反収 80% 以上を収量しており、今年のコシヒカリ作付けとのこと、問題はないと思いますので、ご審議の程をお願いします。

整理番号 16 番は空港道路から約 1.5 km 東に位置し、パイプライン化の

土場として3年間一時転用するものです。隣接田との間には畦畔ブロックがすでにされており、そこに幅約70cm排水路を設置するとのことです。これに並行して幅1m高さ約70cmの大型土嚢土留を設け、隣接地と3.5mほど離して残土を排出する予定です。前面には土木シートを敷設する予定で、雨水は南側市道の門型側溝に流すとのことで、営農に影響はないものと思いますのでご審議をお願いします。

議長 次に、整理番号14番、15番を13番 伊藤宏実委員、お願いします。

伊藤委員 13番、伊藤です。整理番号14番15番はアップル流通に関する案件です。現在申請地の南側に社屋及び倉庫がありそれを拡張する形です。3筆のうち真ん中を所有権移転、両脇を賃借権設定するものということです。面積が大きいため敷地内の雨水を処理するには、調整池の設置が必要と思われること、隣接田につながる排水が敷地内を通っているが距離が長いので、敷地内での排水管の管理をしっかりとしないと農地に影響がでることが予想されます。以上2点については、今後事務局や開発行為担当部署からも施工業者等に対し、しっかり対応するよう伝えていただきたいと思います。以上、ご審議をお願いします。

議長 次に、整理番号17番を11番 西端勲委員、お願いします。

西端委員 11番 西端です。整理番号17番は、坂井町長屋において親子で使用貸借するものです。長屋の集落内は畑が多く、北側の市道には下水管が通り、上水も整備されている場所に住宅を建築するとのことです。なんら問題ないと思われしますので、ご審議をお願いします。

議長 続きまして、地元委員のご意見を伺います。整理番号12番を5番清兼委員お願いします。

清兼委員 5番 清兼です。大川委員から報告いただいた通りですのでご審議をお願いします。

議長 次に、整理番号13番、16番を6番 飛田委員お願いします。

飛田委員 6番 飛田でございます。整理番号13番、16番について徳分田の案件は三寺委員から報告いただいた通りですので、ご審議をお願いします。

議長 次に、整理番号14番、15番を19番 私から報告します。

森会長 19番 森でございます。伊藤委員の報告のとおりです。8,000㎡あまりある案件で開発行為も絡み、地元の同意を得て進めているので問題ないと思われしますので、よろしくご審議の程お願いいたします。

議長 次に、整理番号17番を13番伊藤宏実委員お願いします。

伊藤委員 13番伊藤です。住宅を建築する案件で、特に問題ないと思われしますのでご審議をお願いします。

議長 次に、整理番号18番を12番 岡田委員お願いします。

岡田委員 12番 岡田です。整理番号18番ドラッグストアの案件ですが、隣接する農地の営農にも影響ないと思われそうです。ご審議をお願いします。

議長 それでは、この案件につきまして、皆様のご意見を伺います。ご意見ございませんか。

濱中委員 7番濱中です。整理番号14、15番の件で横断図、構造図はついていないのか、調整池の確保はあるのか、教えていただきたいと思えます。

事務局 当案件は開発行為の手続き中ですので、質問の図面はまだ提出されていない段階です。しかし今後工事を進めるにあつては関係各課で協議を

	行い、開発行為と同時許可で進めているため、ご理解をお願いします。
濱中委員	なぜ質問したかという、整理番号 12 番福井高速運輸は構造図や調整池の図面があるのに対し、大規模面積のアップル流通(株)に図面が確認できず、疑問に感じます。委員会として審査、判断する材料として整えていただくようお願いします。
事務局	揃い次第、お示ししたいと思います。
議長	他に、ご意見はありませんか。
加藤委員	3 番加藤です。整理番号 13 番ですが、光MTが賃借する土地を除いては〇〇さんが耕作するのでしょうか。
事務局	耕作は〇〇さんがしていましたが、申請にあたり本人が耕作することが条件であることを伝え、本人が耕作する方向で話を進めています。 農業振興課にも確認をとって詰めていきたいと思えます。
伊藤職務代理者	濱中委員から図面の不備に関して指摘があった件ですが、次回総会までに図面を揃えたいと、総会で諮るのが望ましいと考えます。
議長	他に、ご意見はありませんか。 それでは、お諮りします。 議案第 6 号は、許可相当と認め、意見決定してよろしいでしょうか。
委員	<各委員> 異議なしの声
議長	異議がないと認めます。 議案第 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見審議について」は、許可相当と認め、意見決定いたしました。
議長	次に、議案第 7 号「現況証明願について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第 7 号「現況証明願について」、3 件です。整理番号 4 番、出願人は春江町千歩寺 〇〇さん。土地は春江町随応寺、267 m ² です。昭和 45 年住宅を建築し利用、現在に至るものです。整理番号 5 番、出願人は坂井町若宮 〇〇さん。土地は坂井町若宮、425 m ² です。昭和 23 年頃に住宅を建築し、現在に至るものです。整理番号 6 番、出願人は坂井町長屋 〇〇さん、土地は坂井町長屋。また、当施設を設けることに地元の理解が得られていることを地元推進委員さんからお聞きしました。当案件に関しては、施工方法その他、特に問題はないと思えます。以上 3 件についてよろしくご審議の程、お願いいたします。
議長	続いて、現地確認の報告をお願いします。 整理番号 4 番を 13 番伊藤宏実委員お願いします。
伊藤委員	整理番号 4 番、春江中学校の道路を隔て南側の住宅地です。昭和 45 年住宅を建築した頃から現在に至るまで登記が「田」のままではないかと家主さんから聞いています。すでに農地ではなくやむを得ないと思えますので、よろしくお願いします。
議長	それでは、整理番号 5 番を 8 番三寺委員お願いします。
三寺委員	現在住宅は壊され、びわとかの樹木、草に覆われている状況でした。元住宅跡地で問題ないと思えますのでよろしくお願いします。
議長	それでは、整理番号 6 番を 11 番西端勲委員お願いします。

西端委員	11番西端です。親子関係で住宅を建てるということですが、昭和60年頃から宅地として使用しているということです。当時の基準では建築確認と農地法確認とが十分でなかったような印象を持ちます。
議 長	続いて地元委員のご意見を伺います。整理番号4番を11番西端委員 お願いします。
西端委員	11番西端です。整理番号4番は宅地として何ら問題ないと思います。
議 長	続いて整理番号5番を9番南出委員、お願いします。
南出委員	9番南出です。整理番号5番につきまして、現地調査員報告のとおりであり、昭和23年頃から住宅、昭和40年頃より農作業小屋として使用されていたと聞いております。何ら問題ありません。
議 長	続いて整理番号6番を13番伊藤委員、お願いします。
伊藤委員	13番伊藤です。現況証明がでている坂井町長屋3筆は現在家が建っています。昭和60年頃から農地地目のまま家を建ててしまっているということで申請者本人も反省しているということでした。集落内で一体として使用されている土地であり何ら問題ないと思います。
議 長	現地確認の報告で伝え忘れた点がありましたので補足します。整理番号4番、〇〇さんの案件ですが住宅リフォームをする中で登記が「田」と判明したとのことでした。
議 長	他に、ご意見ございませんか。 それでは、お諮りします。 議案第7号「現況証明願について」、承認してよろしいでしょうか。
委 員	<各委員> 異議なしの声
議 長	異議がないと認めます。 議案第7号「現況証明願について」は、原案のとおり、承認いたしました。
議 長	次に、議案第8号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。農業振興課の説明を求めます。
事務局	<説 明> では、議案第8号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明させていただきます。 利用権設定を受ける者、いわゆる借り手側は5名、また利用権設定をする者、いわゆる貸し手側は14名となっております。次に、その利用権設定面積は、賃貸借の田、新規52筆、131,144㎡、畑、新規1筆93㎡です。更新は畑1件、1,821㎡です。田畑合わせて合計54筆133,058㎡です。説明については、以上です。 所有権移転の案件1件です。所有権移転をする者 春江町藤鷲塚 〇〇さん、所有権移転を受ける者 丸岡町高柳 佐市農産合同会社 〇〇さん。土地は、春江町藤鷲塚の990㎡です。以上ご審議のほどお願いします。
議 長	他にご意見ございませんか。 それでは、お諮りします。 議案第8号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
委 員	<各委員> 異議なしの声

議 長

ご異議がないと認めます。
議案第 8 号「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり承認いたしました。

議 長

次に、報告第 3 号「地目変更（畑地転換）届の報告について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

<説 明> 報告第 3 号「地目変更（畑地転換）届の報告について」、5 月は 1 件です。
受付番号 104 番、場所は坂井町長畑の合計面積 697.91 m²です。届出者は坂井町長畑 ○○さんです。畑作園芸のため地目を畑に変更する届出です。

議 長

次に報告第 4 号「事業計画届出の報告について」を議題とします。事務局の報告をお願いします。

事務局

報告第 4 号「事業計画届出の報告について」は今回 3 件です。
受付番号 105～107 番は 東京都世田谷区 楽天モバイル株が無線基地局を設置するものです。受付番号 105 番 春江町下小森で設置面積 576.6 m²のうち 0.2 m²です。受付番号 106 番 三国町浜地 128 m²のうち 0.2 m²です。受付番号 107 番坂井町上新庄 345 m²のうち 2.25 m²です。以上 3 件報告いたします。

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。